

自動車の種類(根拠法令:道路運送車両法)

種類			自動車								原動機付自転車				
			普通 自動車	小型自動車			軽自動車		大型特殊 自動車	小型特殊自動車		第1種原動機付自転車		第2種原動機付自転車	
										農耕作業用	荷役運搬・土木建設作業用(注4)	特定小型原動機付自転車	一般原動機付自転車		
代表的な自動車			バス 大型トラック 大型乗用車	小型トラック 小型乗用車	3輪トラック	大型オートバイ	軽トラック 軽乗用車	オートバイ	ロードローラー ブルドーザー	農耕トラクター (注1)	フォークリフト シャベルローダー (注2)	電動キックボード	ミニバイク	バイク	
構造	車輪数		4輪以上	4輪以上	3輪	2輪	3輪以上	2輪	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	2輪	
	大きさ (m)	長さ	4輪以上の 小型自動車より 大きいもの	4.7以下	3輪の 軽自動車より 大きいもの	2輪の 軽自動車より 大きいもの	3.4以下	2.5以下	制限なし	制限なし	4.7以下	1.9以下	1.9をこえ2.5以下	2.5以下	
		幅 高さ	2.0以下	2.0以下	2.0以下	2.0以下	1.48以下	1.3以下			1.7以下	0.6以下	0.6をこえ1.3以下	1.3以下	
	総排気量(cc)または 定格出力		同上	660ccをこえ 2,000cc以下 (注3)	660ccをこえる	250ccをこえる	660cc以下	125ccをこえ 250cc以下	制限なし	制限なし	制限なし	600W以下	50cc以下または 600W以下	50ccをこえ125cc以下 または600Wをこえ 1000W以下	
自動車などを使用する 際の手続先			運輸支局等				軽自動車 検査協会	運輸支局等		市町村					
税金			自動車税(種別割)			軽自動車税(種別割)			固定資産税 (償却資産)	軽自動車税(種別割)					

(注1)最高速度35キロ未満のものに限ります。
(注2)最高速度15キロ以下のものに限ります。
(注3)ジーゼル機関を用いるものについては総排気量の適用はありません。
(注4)軽自動車税(種別割)では、「小型特殊自動車(その他のもの)」と規定しています。

(備考)

- ・乗用装置のないものは上表には該当しません。事業用のものについては、一般的に税金は固定資産税(償却資産)の対象となります。 ※固定資産税(償却資産)の対象については償却資産のしおりを参照ください。
- ・軽自動車(種別割)は、所有していることに対して課税されます。また、公道走行の有無を問わず課税対象です。使用していなくても課税となります。
- ・原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等のナンバープレートは、市役所が窓口となりますので、申請してナンバープレートの交付を受けてください。
- ・自動車税(種別割)(所管:都道府県)や運輸支局等や軽自動車検査協会の手続きなどの質問や相談などについては、市役所では分かりかねますので、直接お問い合わせください。